

犬を飼われてらるみなさまへ

自分の犬と他の人、他の犬などのトラブルを防ぎ、快適な居住環境を維持・向上していくために、犬を飼われている方は次のことを守りましょう。

■ふん尿の処理

散歩のときは必ず処理袋を携行し、ふんは自宅に持ち帰って処理をしましょう。

場所によっては排尿の跡を水で洗い流すなどの配慮も必要です。

日ごろから、自宅で排泄を済ませてから散歩に行くような習慣をつけましょう。



■ノーリードで遊ばせない

散歩時だけでなく、公園などにおいても必ず犬にリード（綱や鎖）をつけてください。

放し飼いは原則禁止とされているだけでなく、犬が交通事故にあつたり、人に危害を及ぼしたりする場合があります。

散歩中の他の犬に対して危害を及ぼす、犬同士のケンカを止めに入つた飼い主を咬んでしまふ、子供に対してじゃれてケガを負わすなどの事故が起つています。

■首輪等に身元の確認ができるものをつける

犬は地震などの自然災害や、火災などの事故、外出・旅行先などで飼い主と突然離れてしまうことなどにより、迷子になることがあります。また、首輪の留め具がゆるんだり、老朽化したりしていると、雷や花火の音に驚き、逃げだして迷子になることもあります。

迷子になった犬は自分で家に帰ることはできません。そのようなときに、首輪に鑑札・注射

済票・迷子札などをつけていれば、飼い主の元に戻ることができまふ。

室内犬・小型犬も必ず身元確認ができるものをつけまふ。



■市区町村に登録する

登録によつて、どこの地域に何頭の犬がいるかがわかり、狂犬病が発生したときに、まん延を防ぐ第一歩となります。登録すると鑑札が交付されます。

■鑑札と注射済票を付ける

「鑑札」はその犬が登録されている犬であること、「注射済票」はその犬が狂犬病の予防注射をきちんと受けていることの証明になります。

■毎年狂犬病の予防接種を受ける

犬への予防注射によつて、愛犬が狂犬病にかかることを予防

し、加えて人への感染を防ぐことができます。

予防注射を受けると、町契約の動物病院では、証明として「注射済票」が交付されます。もし他の動物病院で接種した場合は、獣医さんが発行する狂犬病予防注射済証明書を、健康推進課までお持ちください。

これらのことに違反した場合、20万円以下の罰金の対象となります。

詳しくは、健康推進課（☎633801）まで。

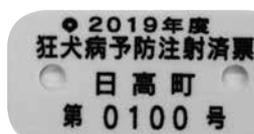
日高町の「鑑札」と

「注射済票」

●鑑札（かんざ）



●注射済票



稲わらの流出防止に稲刈り後の秋鋤込みを行います。秋季の台風接近・襲来などによる大雨によって、水田が湛水して、稲刈り後の稲わらが水田から流れ出し、道路・水路や水田の一角に堆積して、その後の除去処理など問題になっています。稲わら流出の防止対策として、稲刈り後の鋤込みを行います。

稲わらの全量鋤込みは、水稻単作では地力の向上、二毛作では地力の維持につながります。稲わらは稲刈り後の秋鋤込みが最も望ましいとされています。

また、最近、排水路で雑草などが繁殖しているところが見受けられます。適正な管理をお願いします。



稲わらの鋤込みについて

産業建設課
お知らせ



お問い合わせは、下記まで。
産業振興班(☎63・3806)
建設班(☎63・3804)

農業用ため池を所有・管理している皆様へ

農業用ため池の届出制度が始まります



平成30年7月豪雨など、近年、豪雨等により多くの農業用ため池が被災し甚大な被害が発生しています。このため、農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止するため、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が制定されました。(令和元年7月1日施行)

農業用ため池の所有者や管理者の方は、施設に関する情報を都道府県に届け出ることが必要となります。

Q 届出が必要となるため池は？ ⇒ 農業用に利用される全てのため池です。

※現在農業用に利用されていない施設でも、過去に農業用に利用され、今でも利用可能な状態にある場合には、届出が必要です。

Q 届出の期限は？ ⇒ 法律の施行日(本年夏頃)以後、農業用ため池を設置や廃止する時、又は届出情報に変更があった場合、遅滞なく届出する必要があります。

※法律の施行日前に設置された施設については、施行日から6か月以内に届出をする必要があります。

Q 届出をすべき人は？ ⇒ 農業用ため池の所有者です。

※法律の施行日前に設置された施設については、所有者又は管理者のいずれかです。

お問い合わせ先

和歌山県日高振興局
農地課指導グループ

☎24・2914

日高町役場
産業建設課建設班

☎63・3804